

議案第32号

大網白里市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
大網白里市予防接種健康被害調査委員会条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市予防接種健康被害調査委員会条例
(設置)

第1条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、大網白里市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長が行った予防接種に起因して発生した疑いのある健康被害について、市長の諮問に応じ、医学的見地から当該予防接種との因果関係に関する調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人山武郡市医師会を代表する者
- (2) 市内で予防接種を行う医師
- (3) 千葉県知事の推薦する専門医師
- (4) 山武保健所長

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ推進審議会委員の項の次に次のように加える。

予防接種健康被害調査委員会委員	日額	18,000円
-----------------	----	---------